

## 覚 書

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と独立行政法人科学技術振興機構日本科学未来館（以下「乙」という。）は、甲に在学する学生（以下「学生」という。）が、乙が実施するサテライトボランティア活動（以下「ボランティア活動」という。）に協力することに関して、互いの役割や責任の範囲等を確認し、ここに覚書を交わした。

### （目的）

第1条 学生がボランティア活動を通じて先端の研究開発とその成果である科学技術に触れることにより、自らの科学的知識を深め、最先端の科学技術の普及に貢献することを目的とする。

### （ボランティア活動の内容）

第2条 ボランティア活動の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 乙での展示解説及び来館者対応
- 二 信州大学繊維学部常設する「疾走するファイバー展」、繊維学部資料館などでの展示解説及び来館者対応

### （業務）

第3条 甲は次に掲げる業務を行う。

- 一 ボランティア活動に参加を希望する学生の募集に関すること。
- 二 ボランティア活動に従事する学生の選考に関すること。
- 三 前条第2号に掲げるボランティア活動に従事する学生に対し研修を実施すること。
- 四 前条第2号に掲げるボランティア活動に従事する学生の管理に関すること。

2 乙（乙が業務委託する者を含む。以下同じ。）は次に掲げる業務を行う。

- 一 ボランティア活動に従事する学生の登録及び登録の更新に関すること。
- 二 前条第1号に掲げるボランティア活動に従事する学生に対し研修を実施すること。
- 三 前条第1号に掲げるボランティア活動に従事する学生の管理に関すること。

### （経費の負担）

第4条 原則として、第2条第1号に掲げるボランティア活動に係る経費については、乙が負担し、同条第2号に掲げるボランティア活動に係る経費については、甲が負担するものとする。

2 前項によりがたい場合にあつては、事前に協議するものとする。

### （協力期間）

第5条 甲がボランティア活動に協力する期間は、本覚書を交わした日から平成23年3月31日までとする。ただし、必要に応じて事前に協議した上で、期限を定めて更新することができる。

### （協議事項等）

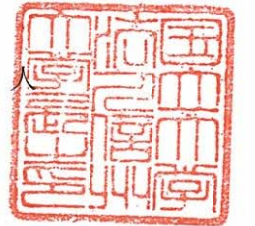
第6条 本覚書の内容について継続しがたい事情が生じたときは、協議した上で無効とすることができる。

2 本覚書に定めのない事項については、事前に協議した上で決定するものとする。

以上のとおり確認した証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

平成22年9月28日

甲 長野県松本市旭3丁目1番1号  
国立大学法人信州大学長  
山 沢 清



乙 東京都江東区青海2丁目3番6号  
独立行政法人科学技術振興機構  
日本科学未来館長

毛 利



以 上